

○多摩市条件付一般競争入札事務取扱要綱

平成16年6月1日多摩市告示第286号

改正

平成19年4月18日多摩市告示第203号

平成19年12月25日多摩市告示第545号

平成20年3月31日多摩市告示第153号

平成23年2月1日多摩市告示第40号

平成26年5月20日多摩市告示第241号

多摩市条件付一般競争入札事務取扱要綱

条件付一般競争入札事務取扱要綱（平成6年多摩市告示第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、多摩市契約事務規則（昭和39年多摩市規則第10号。以下「契約規則」という。）に基づき、条件付一般競争入札（以下「条件付競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 条件付競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が500万円以上のものとする。

（公示期間）

第3条 条件付競争入札の告示の公示期間は、5日間以上とする。

（条件付競争入札の告示事項）

第4条 条件付競争入札の告示は、契約規則第8条第1項第1号から第5号までに掲げるもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）入札方法等
- （2）契約保証金に関する事項
- （3）契約書の作成に関する事項
- （4）その他市長が必要と認めるもの

（参加資格）

第5条 条件付競争入札に参加しようとする者は、多摩市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次に掲げる条件のいずれも満たすものでなければならない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、多摩市の契約案件において、過去3年間、施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しないものであること。
- （2） 市長が対象工事ごとに定める多摩市競争入札参加資格の格付等級の認定を受けていること。ただし、市長が格付等級を有しない者であっても履行が可能と認める対象工事については、この限りではない。
- （3） 多摩市指名業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- （4） 市長が対象工事ごとに定める額以上の官公庁発注の完成工事实績があること。
- （5） 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営不振の状態でないこと。ただし、多摩市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
- （6） 対象工事の施工現場に配置する予定の監理技術者、主任技術者が適正であること。
- （7） その他市長が必要と認めるもの

（市内業者の特例）

第6条 本店が多摩市にある者又は多摩市に支店、営業所等を有し、当該支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置く者（以下「市内業者」という。）については、前条の参加資格の適用に当たり特例を認めるものとする。

2 前項の市内業者の特例については、対象工事ごとに市長が別に定める。

(参加資格の確認等)

第7条 条件付競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出し、条件付競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
- (2) 当該年度の多摩市建設工事等競争入札参加資格申請書受付票の写し
- (3) 官公庁発注の完成工事实績の確認のできる書類(契約書等)の写し
- (4) 配置予定監理技術者等調書(第2号様式)
- (5) その他市長が対象工事ごとに定めた参加資格が確認できる書類

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、参加資格の有無について、当該確認を申請した者に通知するものとする。

3 前項の通知において、入札参加資格がないと認めた者への通知には、入札参加資格がないと認めた理由を付さなければならない。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず申請した者が多数ある場合は、参加資格のある者への通知を省略し、入札参加資格がないと認めた者への通知のみとすることができる。

(入札に参加できない者)

第8条 次に掲げる者は、対象工事の入札に参加できない。

- (1) 前条第1項に掲げる書類を提出期限までに提出しなかった者
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした者
- (3) 設計図書を購入しない者
- (4) 入札参加資格を認められなかった者
- (5) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

(参加資格の喪失及び入札の無効)

第9条 条件付競争入札参加資格確認申請受付後、入札日において、次の各号のいずれかに該当することになった場合は、入札に参加させないことができる。また、既に入札を行った場合は、当該入札は無効とする。

- (1) 施行令第167条の4第2項各号に該当するに至ったとき。
- (2) 参加申込による書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 多摩市指名業者指名停止基準による指名停止を受けたとき。
- (4) 役員等が贈賄により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反したとして排除勧告を受けたとき。
- (5) 法人税(個人事業主の場合は所得税)及び市内業者の場合は法人市民税(個人事業主の場合は市民税又は都民税)を滞納していることが明らかになったとき。
- (6) 封筒に件名、会社名の記載のないもの及び封筒の件名と入札書の件名が異なるもの等は無効とする。

(入札方法等)

第10条 条件付競争入札は、入札書(第3号様式)を使用し、告示により公示(多摩市公式ホームページへの掲載を含む。以下同じ。)した日時までに、多摩市の指定する封筒により書留又は配達記録郵便で郵便局株式会社多摩郵便局に到着するようにし、市への持参による入札書は受け付けない。

2 到着期限を過ぎた入札書は無効とし、失格とする。

3 入札書比較価格(予定価格から消費税相当額を控除した価格をいう。)を上回る入札金額を提示した場合は失格とする。

4 市長は、落札者又は入札参加者から当該入札額の根拠となった内訳書の提出を求めることができる。

(設計図書等の閲覧及び販売)

第11条 対象工事の設計図書は、告示により公示した期間、総務部総務契約課で閲覧に供するものとする。

2 条件付競争入札に参加しようとする者は、告示により公示した期日に、市長が指定した場所において設計図書等を購入するものとし、これを購入しない者の入札は失格とする。

3 条件付競争入札に参加しようとする者は、設計図書の内容等について質問することができるものとし、質問は、告示により公示した日時までに質疑応答調書（第4号様式）により行うものとする。

（入札延期等）

第12条 市長は、談合等により公正な入札の執行ができないと認められるときは、入札を延期し、若しくは中止し、又は当該入札を取りやめることができる。

2 市長は、前項の規定による入札の中止のほか、入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により入札を延期し、若しくは中止し、又は当該入札を取りやめたときは、申込みをした入札参加資格者にその旨を連絡しなければならない。

4 市長は、第2項ただし書の規定により入札参加者数が2者に満たない場合でも入札を中止しないこととするときは、あらかじめその旨を公告するものとする。

（入札経過の公表）

第13条 市長は、入札経過調書により、件名、入札者氏名、入札金額、落札者等を入札結果掲示板への掲示、総務部総務契約課及び行政資料室での閲覧並びに多摩市公式ホームページへの掲載の方法により公表する。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、条件付競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年多摩市告示第203号）

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。

附 則（平成19年多摩市告示第545号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年多摩市告示第153号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年多摩市告示第40号）

この要綱は、公示の日から施行し、平成23年4月1日以後に締結する契約に関する事務から適用する。

附 則（平成26年多摩市告示第241号）

この要綱は、公示の日から施行する。